

愛媛県における知財活動の概要

平成 28 年 3 月 18 日
株式会社 NTT データ経営研究所

目次

I. 愛媛県の知財の現状.....	2
1. 知財戦略.....	2
2. 出願動向.....	3
(1) 出願・登録状況.....	3
(2) 地域団体商標取得状況.....	5
3. 支援人材.....	7
(1) 弁理士登録人数・知財総合支援窓口支援人数.....	7
(2) 弁理士事務所数.....	8
4. 支援推進体制.....	9
5. 支援事業.....	10
(1) 県による事業.....	10
(2) 国との連携事業.....	12
II. 愛媛県の産業特性と知財活用事例.....	13
1. 産業特性.....	13
2. 県内企業による知財活用事例.....	15
(1) カミ商事株式会社.....	15
(2) 四国タオル工業組合.....	17
(3) 株式会社アテックス.....	19
(4) 道後温泉旅館協同組合.....	21
III. 参考資料.....	23
1. 県内の産業の現状.....	23
(1) 人口および世帯数.....	23
(2) 業種別企業数.....	24
(3) 規模別事業所数.....	25
(4) 製造品出荷額.....	26
(5) 県民総生産.....	28
2. 知財に関する現状.....	29
(1) 企業や大学研究期間等における研究開発費.....	29
(2) 特許等の発明者数・創作者数.....	31
(3) 弁理士事務所数.....	31
(4) 地域団体商標の取得団体.....	32
(5) 国・地方公共団体・関係機関による表彰企業リスト.....	33
(6) 産学連携等の実績.....	34
3. 知財に力を入れている教育機関.....	34
4. 支援機関.....	35

I. 愛媛県の知財の現状

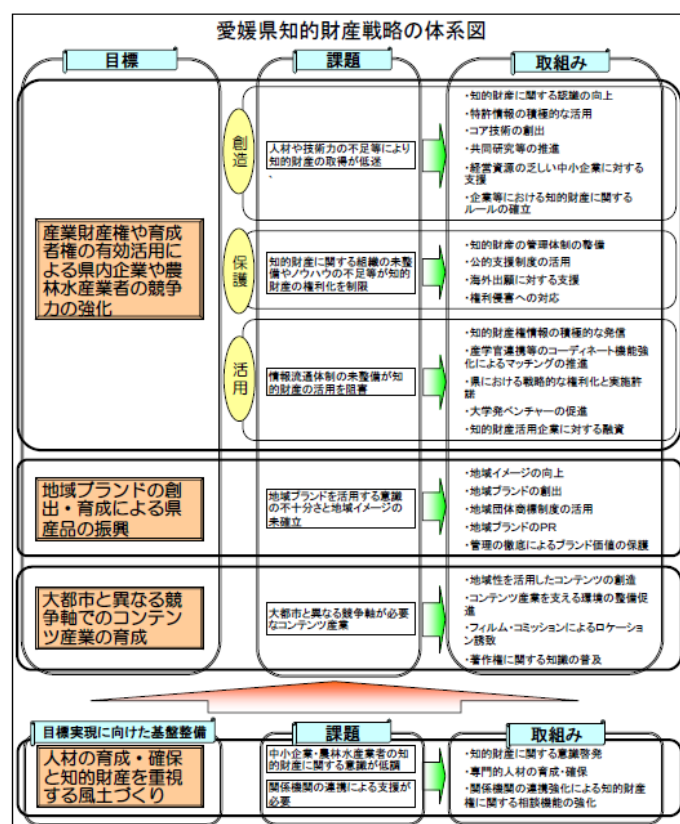
1. 知財戦略

愛媛県では、平成 12 年 3 月に愛媛県産業振興指針を策定し、平成 23 年 10 月に実施した第二次改訂の中で、企業力振興方針の中で産業技術力の向上を掲げ、新たな知的財産の創造につなげていくという「知的創造サイクル」を確立し、知的財産を重視する風土づくりを推進している。

愛媛県でのこれまでの知財戦略は、平成 19 年 5 月に策定された「愛媛県知的財産戦略」があり、知的財産活用の取組みの方向性を示している。戦略では、愛媛県の産業の特徴と課題を踏まえ、産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）の他、育成者権（種苗法に基づく品種登録を受けた者に発生する権利）や地域ブランドやコンテンツ産業の創出や育成に関する取組みの方向性を示している。

さらに、愛媛県では、平成 23 年 12 月に第六次愛媛県長期計画「愛媛の未来づくりプラン」を策定し、そのなかのアクションプログラム編で、新産業の創出と産業構造の変化を施策の一つとして掲げ、質の高い知的財産の創造、権利としての保護、商品開発等による実用化に至るまで、産学官が連携して、取組むことができる体制整備を推進している。

図 1 愛媛県知的財産戦略の体系図



出典：「愛媛県知的財産戦略」（平成 19 年 5 月愛媛県）より抜粋

2. 出願動向

(1) 出願・登録状況

愛媛県では、四法別の出願比率は、全国平均に近い構成比となっている。出願件数・登録件数をみると、特許、意匠、商標の出願件数・登録件数は全国的にみて比較的上位である。

表 1 愛媛県における特許等の出願及び登録の状況

四法		愛媛県 件数	愛媛 出願順位(全国)
特許	出願	1473	15 位
	登録	1227	
実用新案	出願	34	33 位
	登録	30	
意匠	出願	203	17 位
	登録	197	
商標	出願	663	18 位
	登録	525	
国際出願 (特許)		262	12 位
国際出願 (商標)		8	22 位

出典：特許行政年次報告書 2015 年版※日本人によるもの（平成 26 年）

図 2 四法別出願件数の比率

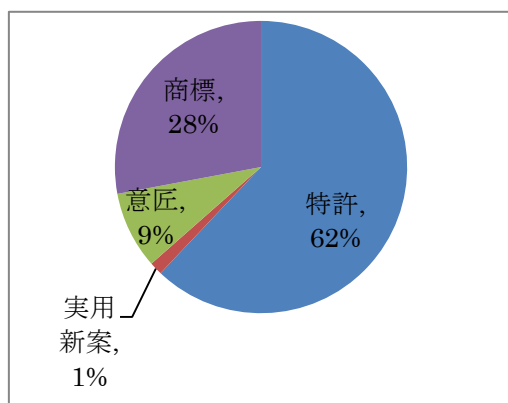
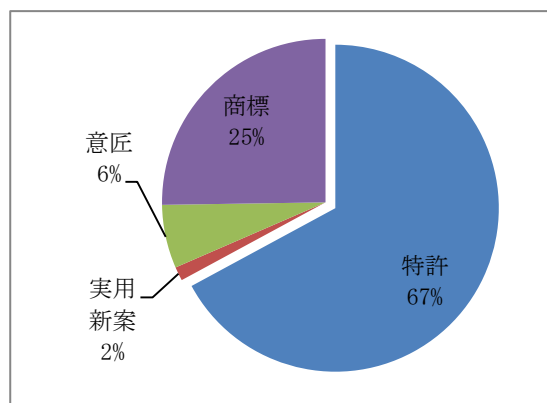
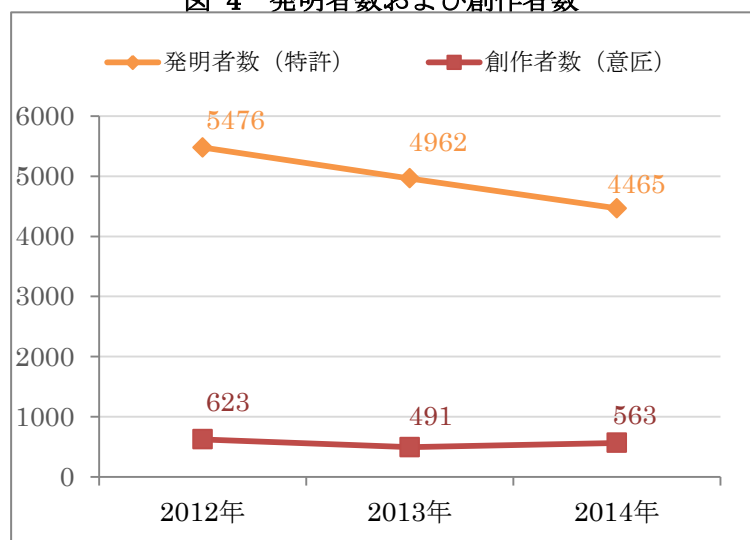


図 3 四法別出願件数の比率（全国）



出典：共に特許行政年次報告書 2015 年版※日本人によるもの（平成 26 年）

図 4 発明者数および創作者数



出典：共に特許行政年次報告書 2015 年版※日本人によるもの（平成 26 年）

（２） 地域団体商標取得状況

愛媛県では、11 件の地域団体商標を登録しており、そのうち 4 件が農作物、3 件が工芸品の登録となっている。出願順位は全国で 25 位である。

表 2 地域団体商標の取得状況

登録件数	出願件数	出願順位（全国）
11	17	25 位

	登録名称	種別
1	西宇和みかん	農作物
2	真穴みかん	
3	西条の七草	
4	中山栗	
5	戸島ぶり	海産物
6	宇和島じゃこ天	加工食品
7	菊間瓦	工芸品
8	今治タオル	
9	大島石	
10	道後温泉（2 件）	観光地

出典：地域団体商標MAP

※平成 27 年 12 月 31 日までに登録されたもの

図 5 地域団体商標取得団体の分布 MAP



出典：白地図をベースにNTTデータ経営研究所にて作成

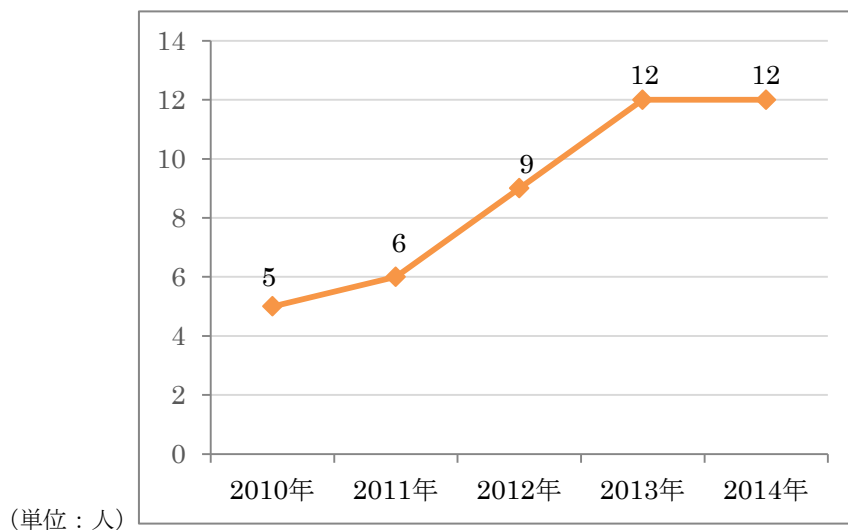
写真出典：「地域団体商標事例集 2015」より

3. 支援人材

(1) 弁理士登録人数・知財総合支援窓口支援人数

愛媛県の弁理士登録人数は2013年から2014年で横ばい、2014年末時点で12人である。

図 6 愛媛県における弁理士登録人数の推移



出典：特許行政年次報告書（統計・資料編）2011～2015 年

表 3 知財総合支援窓口 支援人数

窓口担当	配置弁理士	配置弁護士	合計
4	4	1	9

出典：特許庁普及支援課

表 4 知的財産管理技能士数と全国順位

1 級	2 級	3 級	合計	全国順位
2	121	235	358	28 位

出典：知的財産管理技能検定ホームページ

(2) 弁理士事務所数

弁理士ナビに掲載されている愛媛県内の弁理士事務所数は 15 箇所である。

表 5 愛媛県内の弁理士事務所

	事務所名
1	小池国際特許事務所四国サテライトオフィス
2	河野国際特許事務所
3	河野国際特許事務所 松山事務所
4	松島国際特許事務所
5	C P J A P A N 総合特許事務所 愛媛オフィス
6	相原特許事務所
7	ブランシェ国際知的財産事務所松山オフィス
8	壬生弁理士事務所
9	梓特許事務所 松山支所
10	小笠原国際特許事務所
11	アイ・ドゥ国際特許事務所
12	眞田特許事務所
13	RUY 知的財産事務所
14	白石・安藤法律事務所
15	市川特許事務所 松山支所

出典： 弁理士ナビ（弁理士会ホームページ）

4. 支援推進体制

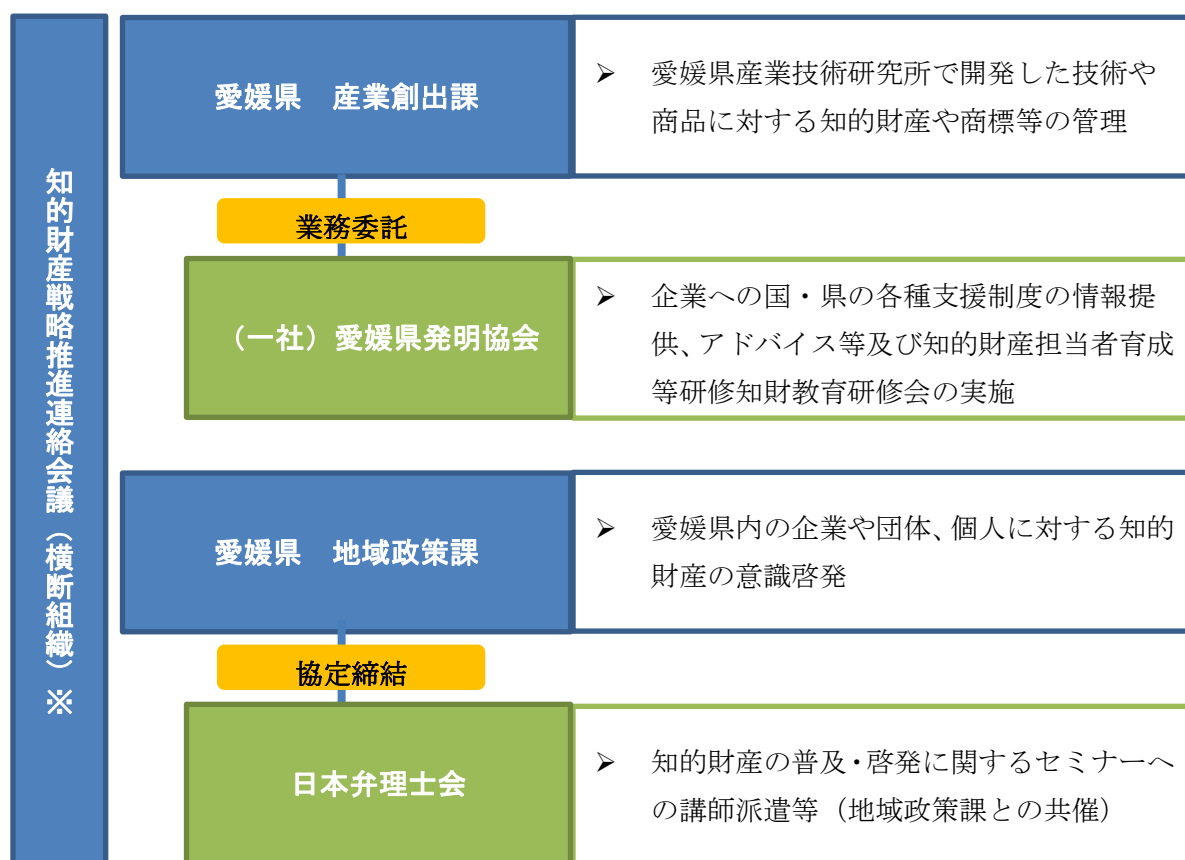
愛媛県として、知的財産に係る取組みは大きく地域政策課と産業創出課で担当している。

地域政策課では、主に愛媛県内にある企業や団体、個人に対する知的財産の意識啓発を行っており、地域づくり団体向けセミナーの実施や、愛媛県内で弁理士会と共に知的財産を扱うための啓発セミナーを運営している。

また、産業創出課では、主に愛媛県産業技術研究所で開発した技術や商品に対する知的財産や商標等を管理するほか、(一社)愛媛県発明協会に委託し、企業における知財活動に必要な、幅広い知識やスキル向上のための研修会を開催し、特許、実用新案、意匠、商標、著作権、その他の関係法令について、初学者でも無理なく効率的に学べる機会を提供することで、県内企業の知財活用の意識改革を図っている。

さらに、県の知的財産戦略に基づく取組みに係る情報交換や、推進策の検討のため、庁内横断の組織として「知的財産戦略推進連絡会議」を設置している。

図 7 愛媛県支援体制



※知的財産戦略推進連絡会議：県における知的財産の管理や各部局の施策等を総合調する推進体制を整備

5. 支援事業

(1) 県による事業

2007年5月に愛媛県が策定した「愛媛県知的財産戦略」では、以下の3つの目標を掲げ、企業・団体、高等教育機関、行政、さらに県民が一体となって、取組みを推進していくこととしている。

- ① 産業財産権や育成者権の有効活用による県内企業や農林水産業者の競争力の強化
- ② 地域ブランドの創出・育成による県産品の振興
- ③ 大都市と異なる競争軸でのコンテンツ産業の育成

愛媛県では、従来から様々な知的財産に関する施策に取り組んできた。それぞれの主な取組を以下に示す

1) 特許流通等促進事業

県内企業保有の特許や地域の研究機関・大学等から生まれる研究成果を地域産業界に円滑に移転流用させ、県内での創意工夫の高揚と、産業財産権の活用マインドの向上を促進

2) 新技術・新製品の研究開発や企業化に対する支援

独創的で市場性の高い事業を起こそうとする個人や既存企業に対し、研究開発や新事業展開等に要する経費を補助

3) 知的財産担当者育成等研修

県内事業者の知財活用の意識改革を図ることを目的に、特許、実用新案、意匠、商標、著作権、その他の関係法令について重要なポイント及び企業として知財を有効活用する意義、企業における実際の知財の活用事例等について説明

その他、県の研究機関や企業からのニーズにより、共同研究・共同特許出願した事例を以下に示す。

・愛媛県、国立研究開発法人水産総合研究センター、及び（一財）日本生物科学研究所等

- ✓ 高級魚で地元の水産業界従業者の収入に繋がるマハタの養殖産業の育成には疾病に対するワクチンの実用化が急務と考え、水産総合研究センター、広島大学大学院、三重県、愛媛県及び（一財）日本生物科学研究所が共同で研究開発に取り組み、ワクチンの製造販売承認を得ることとなった。また、特許を取得し、特許実施料収入は年間 10 万円以上となる。

・愛媛県と（株）マエダ

- ✓ 愛媛県と（株）マエダが共同で開発した「はだか麦」（愛媛県での収穫量全国 1 位）を使ったパンの製造方法について特許出願し、製粉会社へ実施許諾を出してパンの製造・販売が行われている。
- ✓ また、平成 26 年には学校給食として愛媛県内 6 市 3 町に採用される。

表 6 平成 27 年度 愛媛県の知的財産関連予算および事業

(1)	知的財産戦略推進費（担当地域政策課）	3,043 千円
(2)	特許流通等促進事業（担当産業創出課）	2,162 千円

出典：愛媛県庁公開資料「平成 26 年度予算施策評価表」より抜粋

表 7 市町村の取り組みで特筆すべき事例

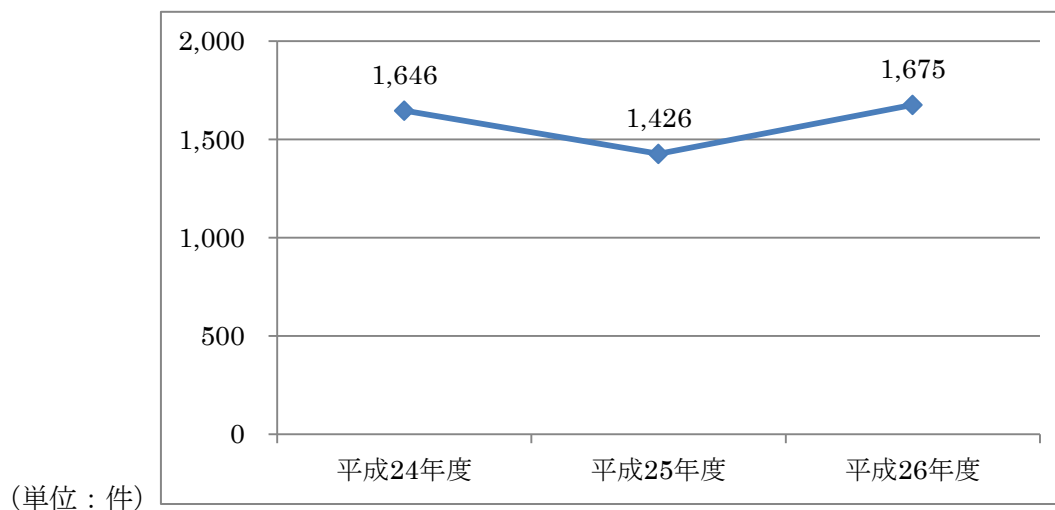
自治体名	事例内容
西条市	「知的財産権取得支援補助金」において、市内中小企業者等の知的財産を保護し、権利化することにより、中小企業者の競争力を強化し、産業の活性化を図るため、知的財産権を出願する事業所等に対して、出願に要する経費の一部を補助している。
今治市	「新産業創出支援助成事業（知的財産権取得事業補助金）」において中小企業等の特許及び実用新案の出願又は審査（評価）請求に要する経費を補助している。

出典：西条市 HP、今治地域地場産業振興センターHP より

（２） 国との連携事業

知財総合支援窓口での支援件数および外国出願補助金採用数は毎年増加傾向にある。知的財産権制度説明会（初心者向け）参加者数は横ばいである。

図 8 知財総合支援窓口における支援件数



出典：特許庁普及支援課

表 8 知財総合支援窓口における支援件数の全国順位

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
34 位	47 位	45 位

出典：特許庁普及支援課

表 9 外国出願補助金採択数

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
特許	—	2	3
実用新案	—	0	0
意匠	—	0	0
商標	—	1	1
冒認対策	—	1	0
合計	—	4	4

出典：特許庁普及支援課

表 10 知的財産権制度説明会（初心者向け）参加者数

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
85	81	78

出典：特許庁普及支援課

Ⅱ. 愛媛県の産業特性と知財活用事例

1. 産業特性

愛媛県は、第二次産業が集積する東予地域（県東部）、第三次産業が盛んな中予地域（松山市を中心とする県中央部）、第一次産業が中心の南予地域（県南西部）とそれぞれに特色ある産業が集積し、全国的にも珍しいバランスのとれた産業構造となっている。

愛媛県の東予地域には、古くより紙関連産業が集積し、製紙・紙加工業の製造品出荷額等が全国 1 位の四国中央市、江戸時代の別銅山の開坑以来、化学や機械、非鉄金属といった住友グループの企業城下町として発展してきた新居浜市、近年、鉄鋼をはじめ飲料や化学、造船等の大手企業の工場立地が目覚ましい西条市、更には、国内最大のタオル産地であり、世界に誇る造船や海運会社が立地する今治市など、多彩な工業都市が連なり、日本屈指の高い技術力や優れた製品を持つ「ものづくり企業」が数多く集積している。

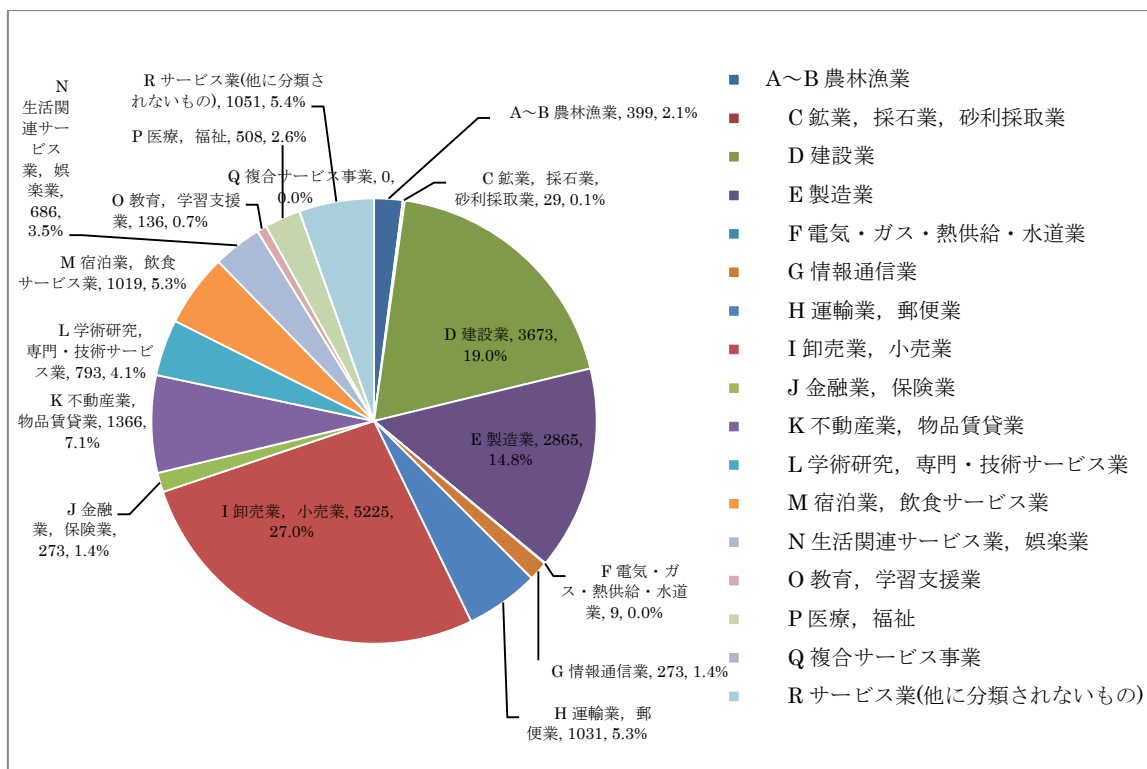
中予地域では、化学メーカー、農機具大手機械メーカー、大手ボイラーメーカーなどやそれらを支える技術力の高い中小関連企業のほか県内の情報サービス業の大半が立地する。

また、南予地域では、みかん栽培などの農業や海面養殖などの水産業が主要産業である。

企業数では、卸売業・小売業について、建設業が多い。

産業中分類別製造品出荷額では、石油製品・石炭製品製造業、非鉄金属製造業が多い。全国順位で見るとパルプ・紙・紙加工品製造業、非鉄金属製造業、繊維工業が高い。

図 9 愛媛県における業種別企業数の推移



出典：平成 26 年経済センサス

表 11 産業中分類別製造品出荷額および事業所数（平成 24 年度）

	製造品出荷額		事業所数	
	額（万円）	全国 順位	数	全国 順位
石油製品・石炭製品製造業	71,916,337	10	8	40
非鉄金属製造業	67,037,205	3	15	34
輸送用機械器具製造業	59,969,550	17	176	17
パルプ・紙・紙加工品製造業	52,065,636	2	231	8
化学工業	35,052,233	22	43	30
食料品製造業	28,617,416	28	455	30
生産用機械器具製造業	20,528,562	24	227	26
繊維工業	17,413,729	6	371	15
電子部品・デバイス・電子回路製造業	13,763,828	38	18	40
電気機械器具製造業	11,462,706	27	52	36
プラスチック製品製造業	11,315,583	25	95	32
鉄鋼業	11,126,400	24	39	31
はん用機械器具製造業	10,082,445	24	89	26
金属製品製造業	4,894,777	38	200	28
飲料・たばこ・飼料製造業	4,775,332	34	50	37
窯業・土石製品製造業	3,988,612	41	150	33
木材・木製品製造業（家具を除く）	3,504,663	27	100	29
印刷・同関連業	3,200,494	29	116	28
業務用機械器具製造業	1,346,268	38	11	39
その他の製造業	1,029,189	40	70	36
家具・装備品製造業	667,937	37	63	36
ゴム製品製造業	408,956	38	14	36

出典：平成 24 年経済センサス

2. 県内企業による知財活用事例

(1) カミ商事株式会社

技術の権利化で他社からの特許権侵害の指摘・警告を回避し経営の安定化に繋げる

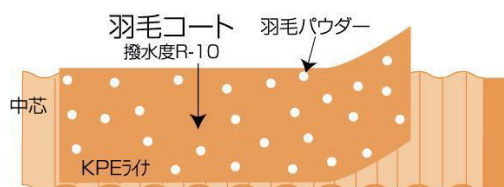
1) 企業概要

① 基本情報

- ・所在地：愛媛県四国中央市三島宮川1丁目2番27号
- ・設立：昭和37年4月26日
- ・資本金：4,800万円
- ・事業内容：紙・板紙・家庭紙・パルプ及び製紙原料の卸売
- ・知財保有数：特許登録10件（出願・審査中10件）、実用新案3件、意匠2件、商標68件

② 事業概要および特徴

- ・当社は、原料の調達から研究・開発、製造、加工、販売、物流までを手掛ける紙の総合商社である。産業用紙、新聞用紙、一般用紙からティッシュペーパーやトイレットロール、紙おむつなどの家庭紙、特殊紙、製紙原料を取り扱う従業員数200名、資本金4800万円の中小企業である。
- ・愛媛県四国中央市に本社を置き、東京、名古屋、大阪、九州に支店を設置している。国内での事業展開だけでなく、アジア圏を中心とした諸外国への輸出入事業も活発に行っている。



写真：廃棄羽毛をコーティングしたリサイクル可能な撥水性段ボール

提供：カミ商事株式会社

2) 知財事例

① 技術の権利化で他社からの指摘・警告を回避

- ・ 大手企業が多い製紙業界では、他社から特許権侵害の指摘・警告を受けた場合、自社に非がなかったとしても裁判で長期に渡り争うことが少なくない。
- ・ 裁判を回避する策として技術を権利化し、指摘・警告を受けないようにしておくことが最善の策だと考え、出願や調査を実施するようになった。



写真：特許技術「茶香紙」により抗菌・消臭効果を高めた大人用紙おむつ

提供：カミ商事株式会社

② 他社保有知財調査の実施

- ・ 開発企画部では、J-PlatPat（特許情報プラットフォーム：独立行政法人工業所有権情報・研修館が運用）及び民間のインターネット特許情報検索サービスを活用し、1か月に150～200件程度、当社の技術を侵害する、または当社の技術が侵害する特許はないか、5名程度の体制で調査を行っている。

③ 知財取得による経営の安定化

- ・ 知財を取得するようになってから他社からの特許侵害の指摘・警告件数が減っているように感じている。
- ・ 特許侵害の指摘・警告を受けて裁判まで行くと、大手企業が多い製紙業界では億単位の損害賠償を請求される可能性もあり、指摘・警告件数が減っているということは、知財を権利化したことが経営の安定化に繋がっていると言える。
- ・ 今後、特許出願件数や海外での取引件数が増加することを考えると、当社での知財管理担当者の増員や組織化を進めていく必要があると思われる。

(2) 四国タオル工業組合

今治タオルブランド化の核となる地域団体商標登録

1) 団体概要

① 基本情報

- ・所在地：愛媛県今治市東門町 5 丁目 14-3
- ・設立：昭和 27 年 11 月 1 日
- ・出資金：1 億 3,288 万円（平成 26 年度）
- ・事業内容：タオル製造業に関する指導及び教育 タオル製造業に関する情報又は資料の収集及び提供 タオル製造業に関する調査研究 組合員のために行う組合ブランド推進事業 共同購買事業、共同金融事業他
- ・知財保有数：特許 1 件、実用新案 1 件、商標 7 件

② 事業概要および特徴

- ・「安心・安全」で上質な今治タオルを造り続けていくタオル産地を目指し、タオル製造業に対する指導及び教育を行う他、タオル製造業に関する情報や資料の収集および提供や調査研究を行う。組合員のための組合ブランド推進事業、共同購買事業、共同金融事業等を行い、今治タオルのブランド力の向上と需要の開拓に努めている。
- ・「今治タオルブランド」とは、タオル及び関連商品の製造・販売において、豊富な経験と技術を有する組合員企業が製造した「今治タオル」商品のうち、当組合が独自に定めた品質基準に合格したタオル商品のみに付す商標を指す。
- ・「今治タオルブランド商品認定マーク」制度を設け、不正（無断）使用について取締りを強化している。
- ・消費者にタオルの正しい知識を伝え、さらに消費者が本当に必要としているタオルを理解し、提案することのできるアドバイザーとして、世界初のタオルソムリエ資格制度を 2007 年に立ち上げ、現在（2015 年 9 月末時点）では 2,307 人が資格を取得している。
- ・2012 年 6 月、今治タオルの販売店舗として東京に「今治タオル 南青山店」をオープンし、今治タオルの良さだけでなく、タオルを通じてこれからの活動をより多くの方に知ってもらう重要な拠点とすることを目指している。



imabari towel
Japan

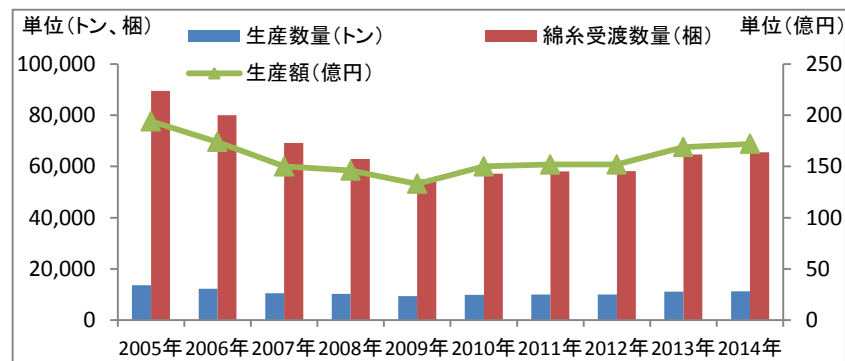
画像：今治タオルブランド商品認定マーク

提供：四国タオル工業組合

2) 知財事例

① 地域団体商標の取得により価格競争力が強化

- 地域団体商標の取得により価格競争力がつき、今治地区におけるタオルの生産数量及び生産額の増加につながり、2005年から2014年までの綿糸引渡数量（タオル原料取引量）を見ると、2009年以降増加している。



- 今治市内にタオル製造会社は現在 100 社あり、そのうち 80～90 社が今治タオルを製作しているが、年々増加傾向にある。

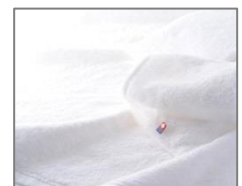
② ブランド力強化の鍵 2007 年から定期的に「今治タオルメッセ」を開催し、

出展メーカーの新商品・代表商品の展示と商談会を開いている。メーカー独自に開発したオリジナル商品や安心・安全な原材料を使用した新作等を展示し、タオルの新しい可能性を消費者に認知してもらうような機会を提供している。

- 当組合の中に今治タオルブランド推進委員会を設置し、「今治タオル」の定義を「『今治タオル』産地において製織及び染色加工をしたもので、景品表示法において原産国が日本製となること」に定めるとともに、輸入品及び国内の他産地のタオルとの差別化を図ると同時に、安心・安全で高品質であるというブランドイメージをアピールする目的で、地域団体商標の「今治タオル」とは別に、佐藤可士和氏のデザインによるブランドマークを商標登録したことも成功要因として考えられる。

③ ブランド力強化による消費者・製造業者の意識変化

- 知財取得により消費者が今治タオルの高品質を「価値」と認めるようになり適正な利益が産地に残るようになった結果、後継者・人材確保が可能になった。また、今治企業の販促品等に「今治タオル」が選ばれるケースが増えた。



写真：「今治タオル」

提供：四国タオル工業組合

(3) 株式会社アテックス

知財の権利化で他社による自社技術の模倣を阻止

1) 団体概要

① 基本情報

- ・所在地：愛媛県松山市衣山 1 丁目 2-5
- ・設立：昭和 9 年 3 月
- ・資本金：6,080 万円
- ・事業内容：電動車いす・動力運搬車、農業関連機械・省力化機械の開発、設計、製造、販売
- ・知財保有数：特許 100 件程度、意匠 40 件程度、商標 40 件程度

② 事業概要および特徴

- ・昭和 9 年創業、戦後は食糧増産に貢献するために農機具の製造に参入し、数多くの商品を開発してきた。大手が手掛けないニッチ商品の開発を手がけ、石材運搬車、農作物を収穫するためのハーベスタ用走行台車（ホイール型）や業界初のクローラ型運搬車などを開発する運搬機メーカーである。
- ・愛媛県特産のみかんは傾斜地で生産されるものが多いため、昭和 40 年頃に傾斜地で使用できる収穫運搬車としてエンジン付き三輪車を発売した。
- ・昭和 24 年には玄米を選別する「米選機」を開発・発売するとともに特許を取得し、これが特許第 1 号となった。昭和 50 年代から海外への輸出を開始し、現在韓国では乗用草刈機で高いシェアを有している。
- ・特許出願・権利取得は 350 件程度の実績があり、これまでに「特許庁長官表彰」を受賞するほか、特許庁が全国の企業を対象にした「知的財産の活用企業百選」に選出されたこともある。
- ・販売先としては、大手農業機械メーカー各社への OEM でのルート販売のほか、自社ルートでの販売も行っている。



写真：乗用草刈機

提供：株式会社アテックス

2) 知財事例

① 知財の権利化で他社による自社技術の模倣を阻止する

- ・ 30 年前に自社で特許を取得していた製品が他社に模倣され、裁判を起こして勝訴した経緯も知財取得を進める後押しとなった。これにより、しっかりガードしなくてはいけないという意識が社内で高まった。
- ・ 中小企業とはいえ自社製品が他社に模倣されることや、知らない間に他社の権利を侵害し、自社の取引先である大手企業に迷惑をかけることを防ぐために、知財を権利化することは重要である。

② 社内における知財教育の推進

- ・ 社内に特許関係の部署を設け、専任担当者 1 名をおいて特許出願や権利化の業務を行っている。
- ・ 特許関係部署では、専任担当者が他社の技術動向調査を入念に行っている。調査を行うことは、模倣品を製造しないようにし、自社製品の独自性の確立に繋がっている。
- ・ 知財教育は若手社員を発明協会が行う講習会に参加させたり、中堅社員になると年に 1～2 人、日本知的財産協会の研修に参加させている。

③ 知財の権利化により取引先からの信用獲得

- ・ 知財取得により取引先の大企業からの信用度が高まっている。自社の特許数件を他社にライセンスしており、年間数十万円程度の実施料収入を得ている。
- ・ 知財を取得するようになってから、特許侵害を避けるため、自社製品のみならず他社製品も研究するようになった。
- ・ また、農業機械で培った「運ぶ」技術をベースにして、介護分野や物流機器の分野にも進出している。



写真：電動車椅子

提供：株式会社アテックス

(4) 道後温泉旅館協同組合

地域ブランド力の維持と経済活性化に寄与する地域団体商標

1) 企業概要

① 基本情報

- ・所在地：愛媛県松山市道後湯之町 6-8
- ・設立：昭和 41 年 3 月
- ・出資金：479 万円
- ・事業内容：道後温泉の観光情報、旅館の案内（英・中・韓の通訳業務含む）
共同宣伝、発信、共同仕入れ、会館維持管理、地域まちづくり提
言等
- ・知財保有数：商標 7 件

② 事業概要および特徴

- ・道後温泉は 3000 年もの歴史を持つと言われ、史実上の記録に登場する温泉として日本最古の歴史を持つ、日本三古湯¹のうち最も歴史が長い温泉である。
- ・地域団体商標「道後温泉」については、2 件登録している。2006 年 7 月 14 日、第 44 類を指定・出願し、2007 年 8 月 17 日に登録を受けた。2011 年 1 月 24 日、第 43 類を指定・出願し、2011 年 9 月 2 日に登録を受けた。第 44 類は「愛媛県松山市道後地区における温泉浴場施設の提供」、第 43 類は「愛媛県松山市道後地区における温泉浴場施設を有する宿泊施設の提供」である。
- ・その他 5 件の商標（「マドンナミスト」「道後蒸し ∞ Dogo \ mushi」「道後飛鳥の湯」「太子の湯」「女帝の湯」）を登録している。
- ・昨年、道後温泉本館が改築 120 周年を迎え、アートフェスティバル「道後オンセナート 2014」を開催した。本フェスティバルには草間弥生氏やアラキー氏など気鋭のアーティストを招き、現代アートと古湯の伝統との融合で新たな道後温泉の魅力を発信している。



写真：重要文化財・道後温泉本館

提供：道後温泉旅館協同組合

¹ 道後温泉（愛媛県）、有馬温泉（兵庫県）、白浜温泉（和歌山県）

2) 知財事例

① 地域ブランド力維持のための地域団体商標登録

- ・ 地域団体商標「道後温泉」の登録後間もなく、当組合に無断で道後温泉の名称を使った足湯を PR していた事業者に対し、商標権の侵害と無断での使用を中止するよう当組合の権利を主張することができた。
- ・ 仮に粗悪品や食中毒などが発生した場合、これまで道後温泉が 3000 年の歴史で培ってきた地域ブランド力が著しく低下することが懸念されたため、地域団体商標の登録で、地域ブランドを守ることが可能になると感じた。
- ・ 仮に今後も道後温泉関連の商品で粗悪品が市場に出た場合、権利の主張を行い、地域ブランドを維持強化していく。

② 地域団体商標による地域経済活性化

- ・ 地域団体商標は、地域ブランド力の維持に効果があると考えており、地域ブランド力を一定水準以上で維持することができれば、観光客や二地域居住者といった交流人口の拡大を招き、地域経済を活性化させると考えられる。
- ・ 商標のライセンス契約に伴うロイヤリティについては、商標「マドンナミスト」の実施料が組合の収入になっている。



写真：観光客で賑わう道後温泉本館

提供：道後温泉旅館協同組合

Ⅲ. 参考資料

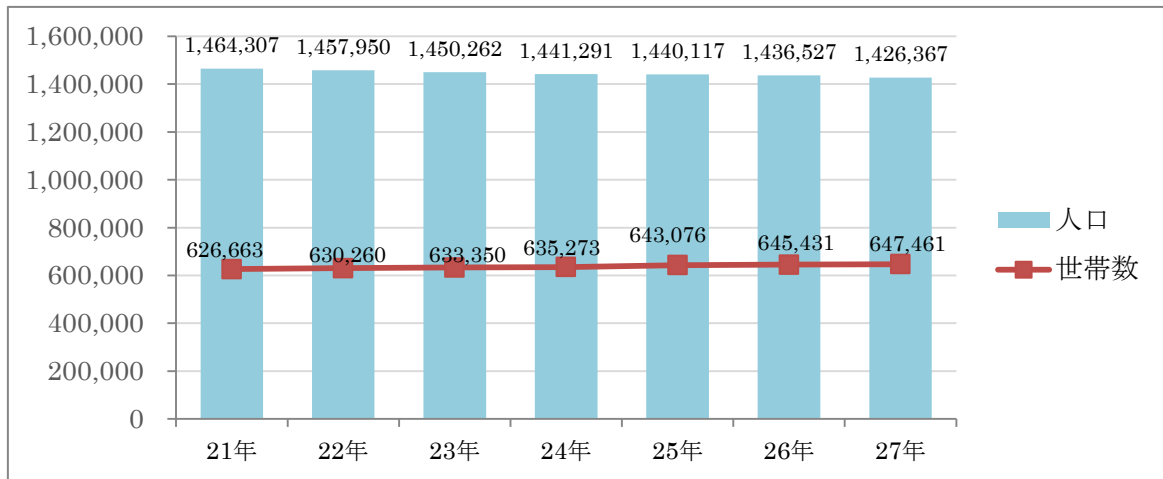
1. 県内の産業の現状

(1) 人口および世帯数

人口は年々減少傾向にあるのに対し、世帯数は年々増加傾向にある。

図 10 愛媛県の人口および世帯数の推移

(単位：人)



出典：総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数

表 12 愛媛県の人口および世帯数

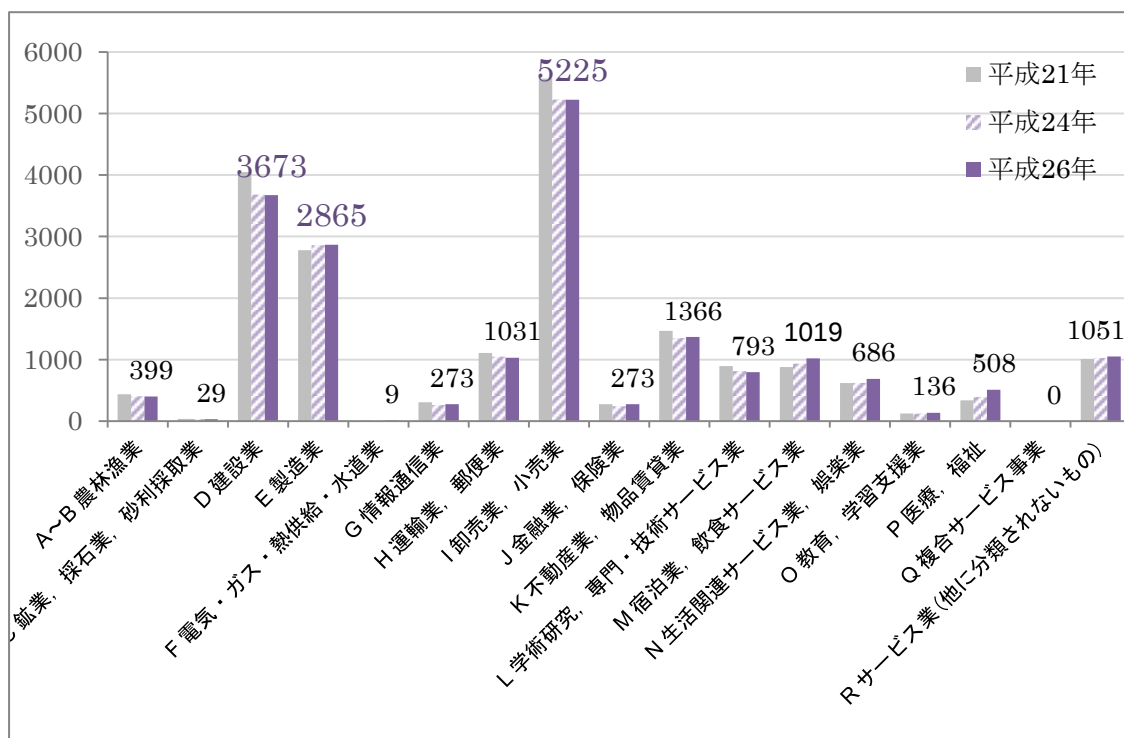
年	男	女	人口	世帯数
21 年	693,151	771,156	1,464,307	626,663
22 年	689,999	767,951	1,457,950	630,260
23 年	686,303	763,959	1,450,262	633,350
24 年	681,901	759,390	1,441,291	635,273
25 年	681,135	758,982	1,440,117	643,076
26 年	679,888	756,639	1,436,527	645,431
27 年	675,440	750,927	1,426,367	647,461

出典：総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数

(2) 業種別企業数

企業数では卸・小売業について建設業、製造業が多いことが分かる。

図 11 愛媛県における業種別企業数の推移



出典：経済センサス（平成 21 年・24 年・26 年）

(3) 規模別事業所数

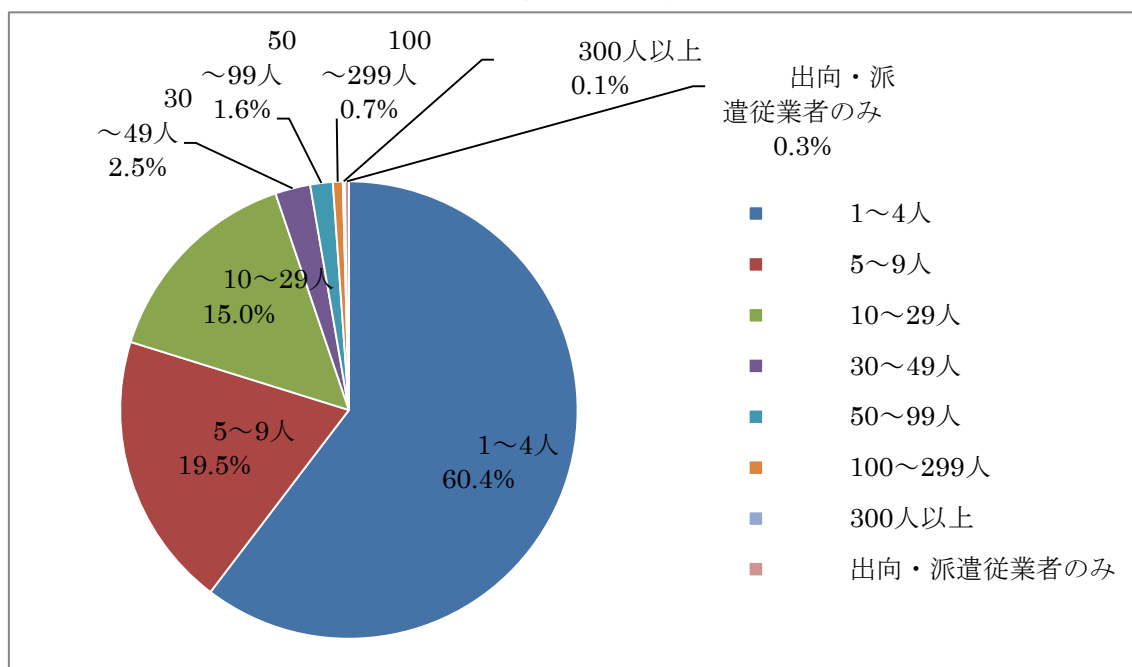
規模別事業所数の推移では、平成 21 年から平成 24 年の間に事業所数は減少している。

表 13 事業所数（規模別）

愛媛県 従業者規模	H21		H24	
	事業所数	従業者数(人)	事業所数	従業者数(人)
A～R 全産業(S 公務を除く)	70,143	597,132	65,491	576,727
1～4 人	43,068	90,545	39,527	83,999
5～9 人	13,602	88,977	12,744	83,375
10～29 人	10,043	158,906	9,814	155,238
30～49 人	1,678	62,824	1,626	61,008
50～99 人	1078	72,857	1,044	70,791
100～299 人	459	72,017	455	71,898
300 人以上	94	51,006	92	50,418
出向・派遣従業者のみ	121		189	-

出典：経済センサス（平成 21 年・24 年）

図 12 従業員規模別事業所数の割合

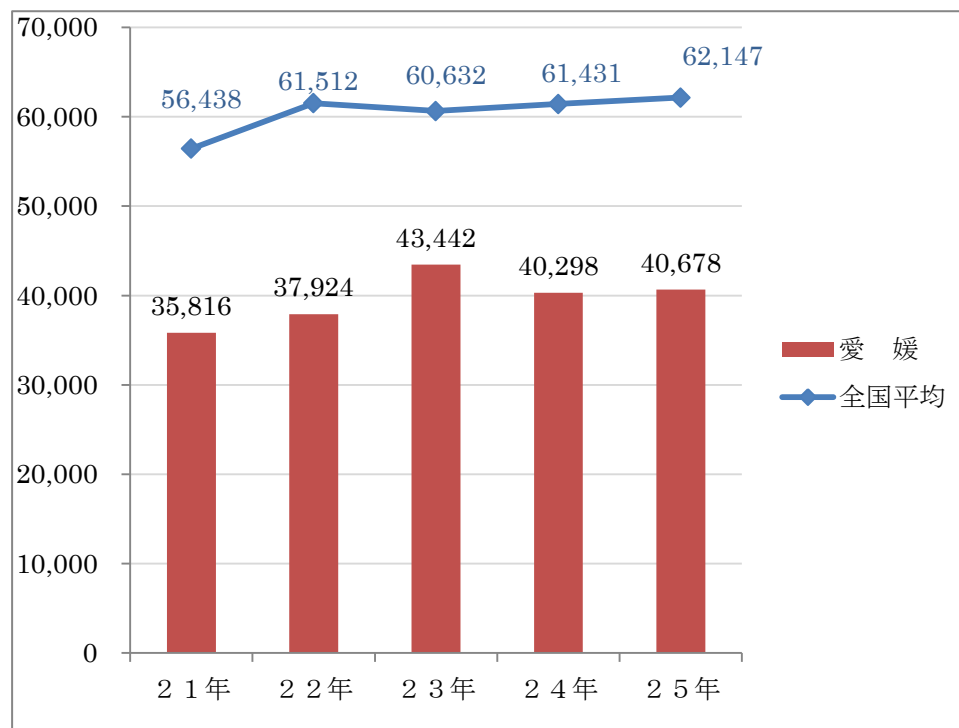


出典：経済センサス（平成 24 年）

(4) 製造品出荷額

産業中分類別製造品出荷額では、石油製品・石炭製品製造業、非鉄金属製造業が多い。
全国順位で見るとパルプ・紙・紙加工品製造業、非鉄金属製造業、繊維工業が高い。

図 13 愛媛県における製造品出荷額の推移



出典：経済産業省工業統計調査 平成21年～25年

表 14 産業中分類別製造品出荷額および事業所数（平成 24 年度）

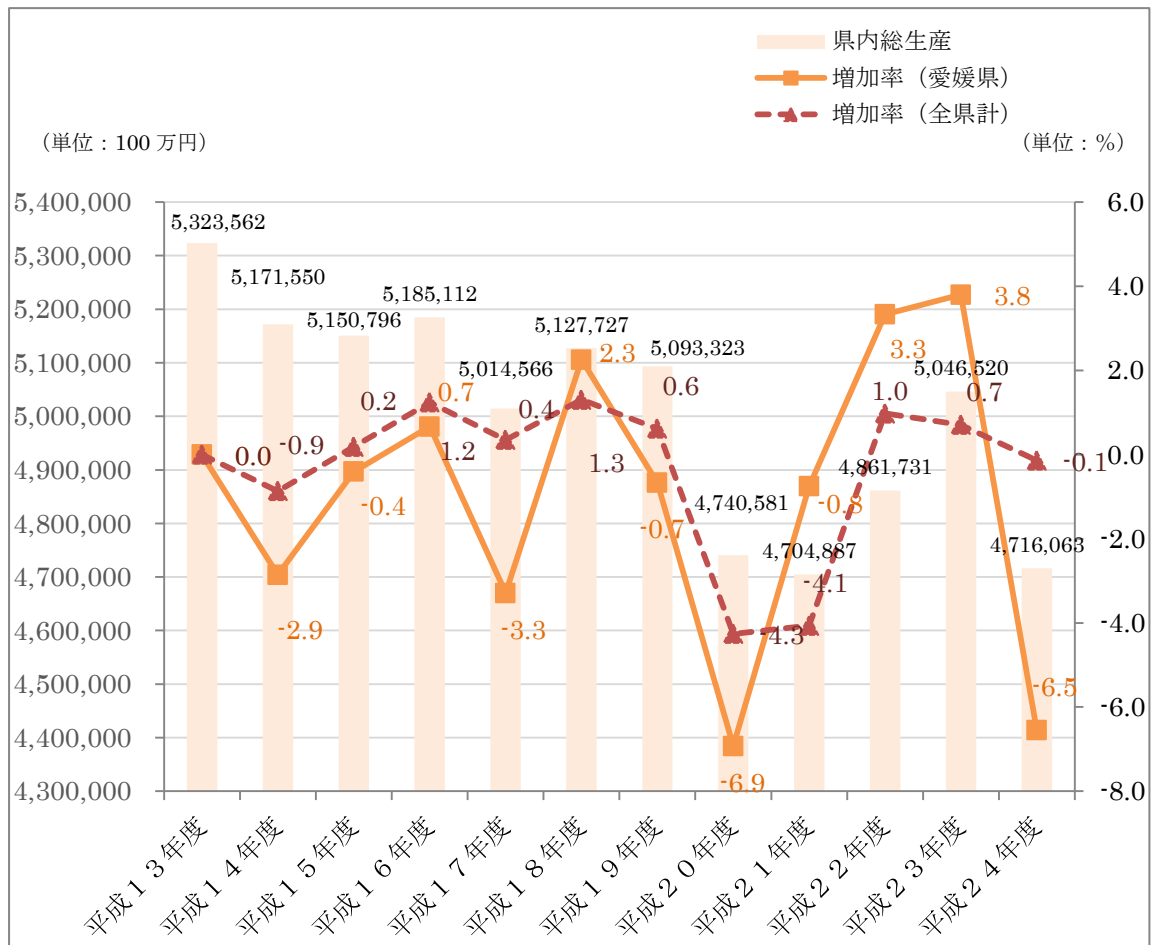
	製造品出荷額		事業所数	
	額（万円）	全国 順位	数	全国 順位
石油製品・石炭製品製造業	71,916,337	10	8	40
非鉄金属製造業	67,037,205	3	15	34
輸送用機械器具製造業	59,969,550	17	176	17
パルプ・紙・紙加工品製造業	52,065,636	2	231	8
化学工業	35,052,233	22	43	30
食料品製造業	28,617,416	28	455	30
生産用機械器具製造業	20,528,562	24	227	26
繊維工業	17,413,729	6	371	15
電子部品・デバイス・電子回路製造業	13,763,828	38	18	40
電気機械器具製造業	11,462,706	27	52	36
プラスチック製品製造業	11,315,583	25	95	32
鉄鋼業	11,126,400	24	39	31
はん用機械器具製造業	10,082,445	24	89	26
金属製品製造業	4,894,777	38	200	28
飲料・たばこ・飼料製造業	4,775,332	34	50	37
窯業・土石製品製造業	3,988,612	41	150	33
木材・木製品製造業（家具を除く）	3,504,663	27	100	29
印刷・同関連業	3,200,494	29	116	28
業務用機械器具製造業	1,346,268	38	11	39
その他の製造業	1,029,189	40	70	36
家具・装備品製造業	667,937	37	63	36
ゴム製品製造業	408,956	38	14	36

出典：平成 24 年経済センサス

(5) 県民総生産

愛媛県における県民総生産額は、平成 24 年度で 4 兆 7160 億円である。平成 20 年度から平成 21 年度に極端に減少し、翌年の平成 22 年度から増加したものの、平成 24 年度に再度減少している。

図 14 愛媛県における県民総生産の推移



出典：内閣府 県民経済計算(平成 13 年度～平成 24 年度)

2. 知財に関する現状

(1) 企業や大学研究期間等における研究開発費

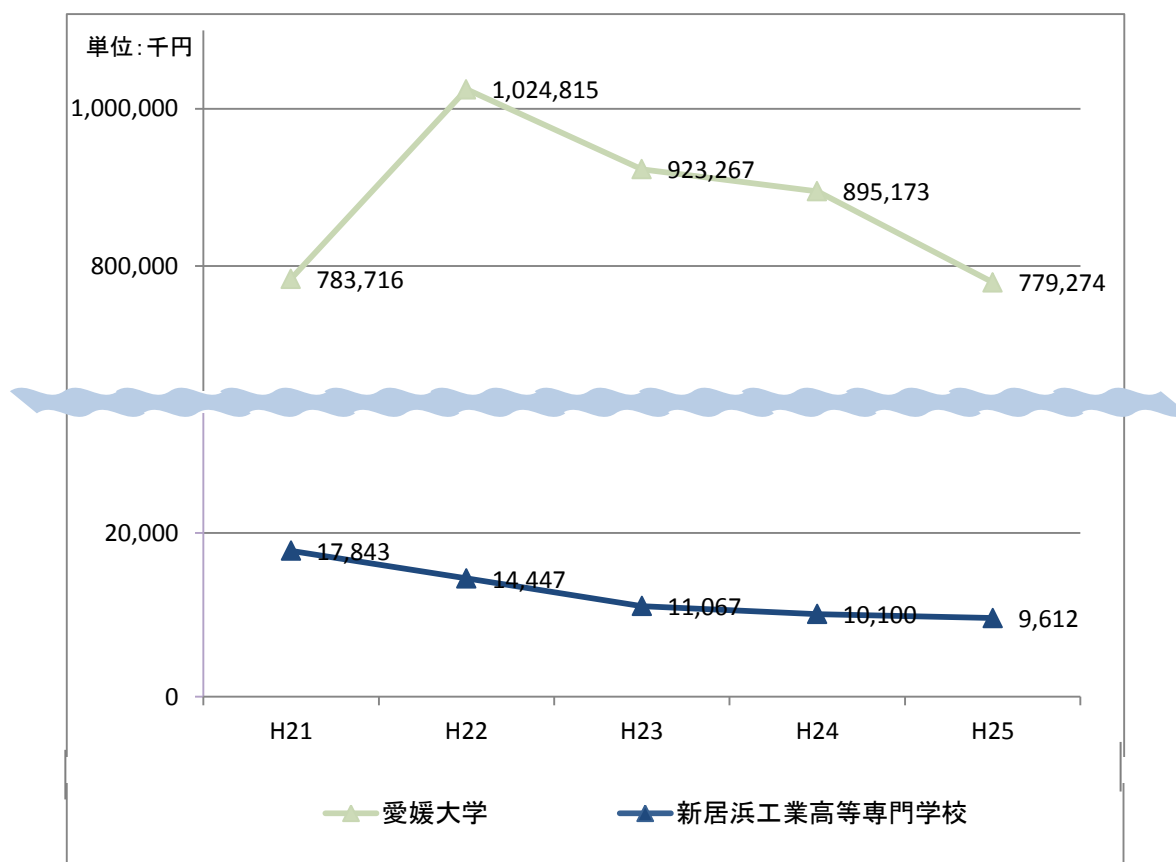
愛媛県内大学研究機関等の研究開発費の推移は以下の通りである。愛媛大学の占める割合が大きいものの、共同研究および受託研究の合計受入額は、減少傾向にある。

表 15 大学研究機関等の研究開発費

		共同研究		受託研究		合計	
		件数	受入額 (千円)	件数	受入額 (千円)	件数	受入額 (千円)
愛媛大学	H21	79	98,593	161	685,123	240	783,716
	H22	94	129,338	144	895,477	238	1,024,815
	H23	83	129,389	152	793,878	235	923,267
	H24	119	194,442	163	700,731	282	895,173
	H25	109	160,959	128	618,315	237	779,274
新居浜工業 高等専門学校	H21	17	6,925	7	10,918	24	17,843
	H22	16	5,050	4	9,397	20	14,447
	H23	12	5,600	3	5,467	15	11,067
	H24	11	2,960	5	7,140	16	10,100
	H25	13	5,220	6	4,392	19	9,612

出典：文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」平成 21 年～平成 25 年

図 15 大学研究機関等の研究開発費の推移

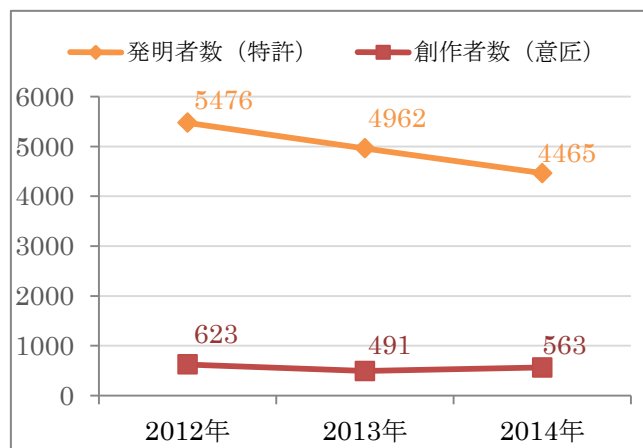


出典：文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」平成 21 年～平成 25 年

（２） 特許等の発明者数・創作者数

愛媛県内の発明者数および創作者数は以下の通りである。

図 16 発明者数および創作者数



出典：特許行政年次報告書 2015 年版※日本人によるもの（平成 26 年）

（３） 弁理士事務所数

弁理士ナビに掲載されている愛媛県内の弁理士事務所数は 15 箇所である。

表 16 愛媛県内の弁理士事務所

	事務所名
1	小池国際特許事務所四国サテライトオフィス
2	河野国際特許事務所
3	河野国際特許事務所 松山事務所
4	松島国際特許事務所
5	CP JAPAN 総合特許事務所 愛媛オフィス
6	相原特許事務所
7	ブランシェ国際知的財産事務所松山オフィス
8	壬生弁理士事務所
9	梓特許事務所 松山支所
10	小笠原国際特許事務所
11	アイ・ドゥ国際特許事務所
12	眞田特許事務所
13	RUY 知的財産事務所
14	白石・安藤法律事務所
15	市川特許事務所 松山支所

出典：弁理士ナビ（弁理士会ホームページ）

(4) 地域団体商標の取得団体

愛媛県内で地域団体商標を取得している団体は 10 団体である。

表 17 地域団体商標の取得団体

	団体名	地域団体商標
1	西宇和農業協同組合	西宇和みかん
		真穴みかん
2	西条市農業協同組合	西条の七草
3	えひめ中央農業協同組合	中山栗
4	うわうみ漁業協同組合	戸島ぶり
5	宇和島蒲鉾協同組合	宇和島じゃこ天
6	菊間町窯業協同組合	菊間瓦
7	菊間瓦工業協同組合	
8	四国タオル工業組合	今治タオル
9	大島石協同組合	大島石
10	道後温泉旅館協同組合	道後温泉

出典：地域団体商標MAP※平成 27 年 12 月 31 日までに登録されたもの

(5) 国・地方公共団体・関係機関による表彰企業リスト

平成 22 年～平成 27 年の間で、知財功労賞を受賞した愛媛県内企業は 0 社である。

「知的活用事例集 2014」掲載企業は 2 社である。

表 18 知的財産権活用事例集 2014 掲載企業

企業名（業種）	基本情報				事業概要 および特徴
	所在地	創業	資本金	従業員数	
株式会社ア テックス (農業機械・ 食品機械)	愛媛県松山 市衣山 1 丁 目 2-5	昭和 9 年 (1934 年) 3 月	6,080 万円	190 名	※企業概要は「Ⅱ-2. 県内企業による知財活用事例 (3)」を参照
株式会社日 本キャリア 工業 (農業機械・ 食品機械)	愛媛県松山 市東垣生町 980-5	昭和 50 年 (1975 年) 5 月	4000 万円	65 名	・食肉・水産加工機械など、主に食品加工工場向けに、開発・設計・製造・販売・メンテナンスに至るまで、すべての工程を一貫して自社で実施している。 ・食品加工機械の開発等で培った独創的な技術力で、業界トップクラスのシェアを誇り、国内市場のほか、米国や欧州など世界市場へも輸出している。

出典：特許庁「知的財産権活用事例集 2014」より

（６）産学連携等の実績

愛媛大学は全国 301 機関中、特許権実施等収入 25 位である。

表 19 愛媛県における大学等産学連携等実施状況

機関名	国公私種別	大学・短大等分類	特許出願件数	特許権実施等件数	特許権実施等収入 (金額…千円)	特許保有件数	実施許諾中特許権数	ランニングロイヤリティ 収入のあった特許権数
愛媛大学	国立	大学	50	8	13,421	146	8	2
松山大学	私立	大学	1	0	0	0	0	0

出典：文部科学省 平成 26 年度「大学等における産学連携等実施状況について」

３．知財に力を入れている教育機関

独立行政法人 工業所有権情報・研修館では、近い将来企業等で活躍することが見込まれる明日の産業人材を輩出する専門高校及び高等専門 学校等において、生徒・学生が、知的財産を踏まえつつ、ものづくりや商品開発等の場を通じて創造性や実践的な能力を育む取組に対し必要な支援を行い、知財人材の育成を推進している。

愛媛県内において、平成 27 年度本事業に採択された教育機関は以下の通りである。

学校名	型式	知財に関する取組概要等
愛媛県立松山工業高等学校	導入・定着型	ものづくりを通して豊かな創造力を養うとともに、知的財産の制度等について理解を深めさせ、知的財産の総合的な実践力を育成する。
愛媛県立新居浜工業高等学校	導入・定着型	学校教育のあらゆる領域で、発想力・創造力・発明力を高める学習を実践する。
愛媛県立宇和島水産高等学校	展開型	校内外連携を行い、新製品の開発を通して、知的財産の高い実践力を育成する。

出典：独立行政法人 工業所有権情報・研修館（INPIT）ホームページ

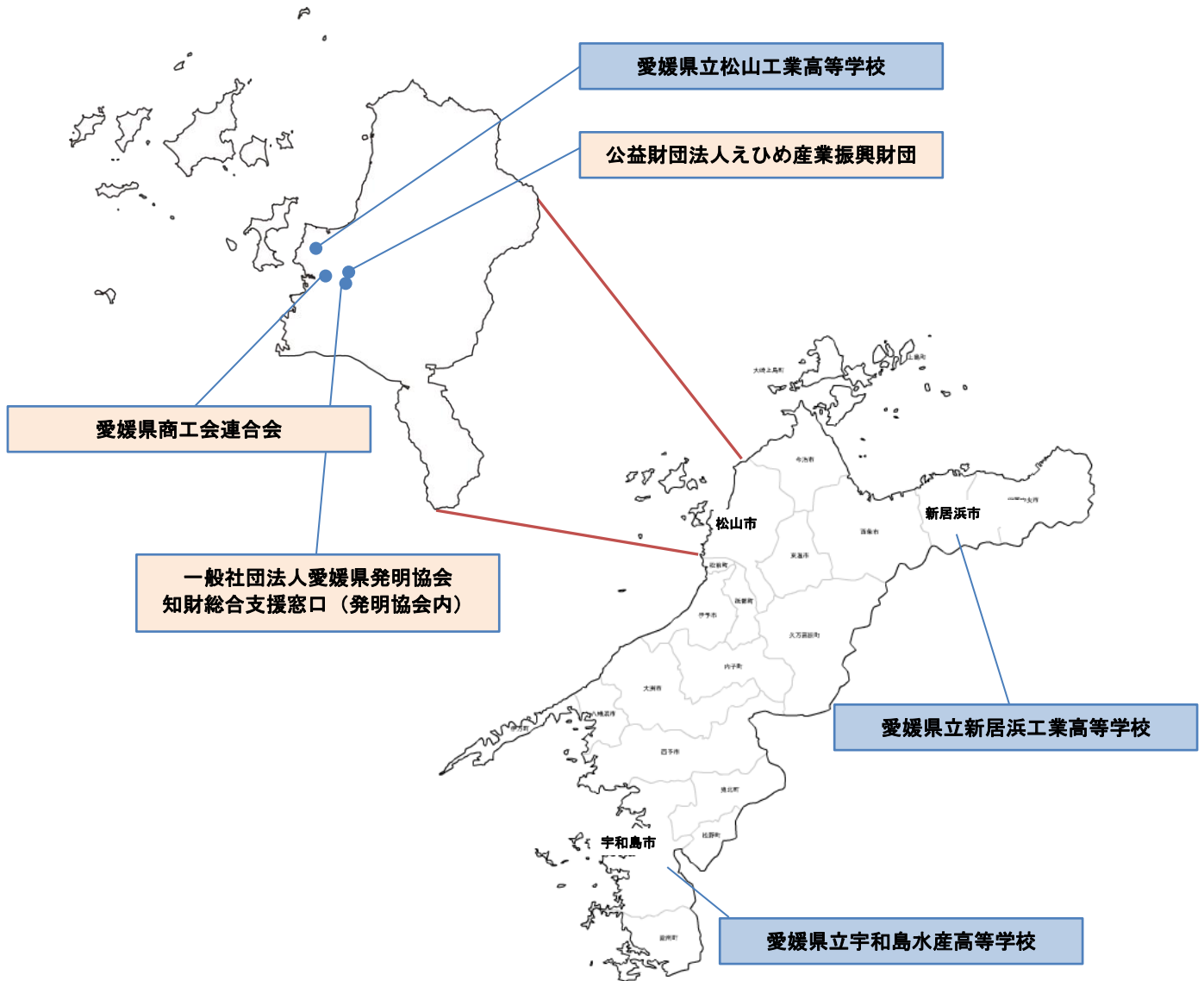
4. 支援機関

愛媛県内の支援機関は以下のものがある。

#	名称	所在地	連絡先	支援概要
1	知財総合支援窓口	一般社団法人愛媛県発明協会内	089-960-1118	中小企業等が企業経営の中で抱えるアイデア段階から事業展開までの知的財産に関する悩みや課題を一元的に受け付け、知的財産に携わる様々な専門家や支援機関と共同してその場で解決を図るワンストップサービスを提供している。
2	一般社団法人愛媛県発明協会	松山市久米窪田 337-1 テクノプラザ愛媛内	089-960-1103	無料発明相談、各種セミナー開催、知財総合支援窓口の運営以外に、知的財産に関するトータルの支援を行う「ワンストップサービス」及び「書籍の斡旋販売」等も行っている。
3	公益財団法人えひめ産業振興財団	松山市久米窪田 町 337-1 テクノプラザ愛媛内	089-960-1100	創業・起業支援、新事業展開経営支援、情報化支援、研究開発支援に関する事業を行っている。
4	愛媛県商工会連合会	松山市宮西 1 丁目 5-19	089-924-1103	経営・金融・税務・経理・労務・情報化（IT 化導入）・取引・創業などのサポートサービスを行っている。

出典：各機関のホームページ

図 17 知財に力を入れている教育機関及び支援機関の分布 MAP



出典：白地図をベースに NTT データ経営研究所にて作成